

3番目は、ガイドブックの印刷部数と、どのように活用したか、28年度について、産業活力推進課長に伺います。

○小関秀一委員長 横山照康産業活力推進課長。

○横山照康産業活力推進課長 お答えいたします。

平成28年度の大卒求人ガイドブックは1,050冊を作成いたしました。山形県内の大学には、商工会議所の職員が直接赴いて配布いたしました。それから、山形県Uターン情報センターやふるさと回帰支援センターなど、東京都内にございます相談窓口、それから、採用を希望された企業と、また、ヤマガタユアターンサミット等の東京で開催されたイベント時に持参いたしました配布いたしました。また、東日本にある366大学へ送付しております。

○小関秀一委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 飛ばしまして、8番目に行きますが、意識調査を行ってるんですが、これは大学生以外の東京在住者に対してですが、これは28年度はあったのか、29年度以降も続けるのか、産業活力推進課長に伺います。

○小関秀一委員長 横山照康産業活力推進課長。

○横山照康産業活力推進課長 28年度におきましては、東北経済産業局が委託して実施したものに参加をさせていただいておりますが、29年度におきましては、自前の予算を組みまして、そうした東京に在住する山形県の方々を集めて情報交換する機会を独自で設けておりまして、延べ100人以上を超える方々と接触する予定になっております。できれば、こうした活動は今後も取り組んでいきたいと考えております。

○小関秀一委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 最後に市長に伺います。この大卒人材マッチング事業は、どのように捉えているのか、今後の方向性について、市長の考えを伺います。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 委員おっしゃるように、大卒者

を問わず、若い人たちが地域に残っていただくと、地域に住んで働けるということは、地域を元気にする一番の基本だと思ってます。そういった意味では、若者のニーズに合った多種多様な職種等々働き方が地域にあることが望ましいと考えておりますけれども、一方で地域に地元どんな企業があるかを知らない方も相当いらっしゃると思いますので、これらを直すために、昨年には、市内に配布した求人募集を見たご家族が都内のお子様に紹介してUターンにつながったという事例もお聞きしております。大卒人材とのマッチング等の事業は、情報を的確にお伝えする方法として見直しをかけながら続けてまいりたいと思いますし、なお、これらについてはぜひ県と連携して、特に首都圏あるいは大都市圏の若い人たちに地元の企業をPRしていくことが重要だと思っております。

○小関秀一委員長 1番、宇津木正紀委員。

○1番 宇津木正紀委員 市長、ありがとうございます。大変重要な事業で、若い人たちがなかなか長井に帰れないということで、これは大変有益な事業だと思います。大卒者も市外に出てってなかなか情報が得られないという若い人たちにいろんな形でアクセスして、長井に帰ってきてもらうようにぜひ今後も続けていただきたいと思えます。質問を終わります。

## 蒲生光男委員の総括質疑

○小関秀一委員長 次に、12番、議席番号13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 宇津木委員のように格調高い質問になるかどうかわかりませんが、1時間はかかんないかもしれませんが、市長に質問いたしますので、適宜振っていただいで、ご答弁いただければと思います。

先ほど宇津木委員の答弁の中で、平成十五、六年度、非常に財政的にも大変な時代があったというようなことのご答弁がありまして、私もそれはよく存じ上げております。特に、土地開発公社の買い戻しのときは、緑町の公園とか、全くどうにもならないことが買い戻しをして、建設事業としては伸びてはいるんですけども、ほとんど事業にならないそういう事業であったということで、当時を担った市長以下、幹部の皆さんは大変ご苦労なされたらうなというふうに思っております。

そんなときだったわけですが、平成15年の9月決算総括でこの収納率の向上対策について、もっと本格的に取り組むべきではないかというふうに申し上げました。当時の長井市の収納率は、昭和50年度からグラフをつくっておりますけれども、50年度の他市の状況はわかりませんが、長井市は、50年度あたりからずっと状況はよかったですけど、十五、六年あたりはずっと低迷してたんですね。財政的にも非常に大変だと、収納率も悪いと、これは何とかしなきゃいけないんじゃないかということで、ご提案を申し上げたのが、平成15年の9月の決算総括でございます。16年の2月にこの収納率向上対策本部を立ち上げていただきまして、以来、取り組んでいただきました。おかげさまで、近年は、ぐんと成績が向上しています。委員長の許可をいただいて、資料をまた、去年の似たようなものなんですけども、つくってまいりましたので、この資料の説明から入らせていただきます。

まず、この数字がいろいろ入った上にグラフを示しておりますが、ここのブルーの市税滞繰含む長井市という欄を見ていただきますと、やっぱりこの平成16年、17年、90.33、ここら辺からぐっと、こういうふうにながってきまして、98.35で1位になってますね。それからこの黄緑、このラインを見ていただきますと、平成22年に66.84%まで落ち込んだんですけども、

これが86.19まで上がりました。これはこの間、随分年月はたってるわけなんですけど、大変なご苦労を税務課収納係の皆さんはなされたらうなというふうに思っているところでございます。

今回、市税現年分で99.5ということで、0.04%、この次の横長のグラフに市税現年分をまとめておりますけれども、見ていただきたいんですが、ここでは、僅差で東根に負けたと、負けたというか、こういうことでございます。

そこでですけれども、私は調定額から計算しますと、0.04%っていうのを金額にあらわしますと、126万円ぐらいかなというふうに計算できました。また、長井の国保滞繰を含む昨年は81.86%、ことしが86.19%ですので、この間、どれだけ改善したかといいますと、約3,000万円、3,073万円程度改善した計算になりますけれども、こういった推移について、市長はどのように判断されているか、あるいはまた、この金額について間違っていないかをお答えいただきたいと思います。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私のほうから答弁させていただいて、細かいところで私が足りなかった部分は、担当課長とくに振られていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

蒲生委員おっしゃるように、過去、特に平成十五、六年あたりに非常に落ち込んでしまったと。昭和の時代は、各部落に納税組合とあって、地区でみんなで納めようみたいにやっていたんですけど、それができなくなってから、長井市の場合にはがたがたと落ちてきたのかなと思っています。そんなときに、これは確か蒲生委員がご提案いただいて、当時の市長を初め、担当のほうで、じゃあ管理職で収納のほうのお手伝いをしよう。そして、全庁挙げて収納率を上げるんだということがたしかあったと思って

おります。おかげさまで、それ以降、まず、市役所の雰囲気が変わりまして、最終的には、担当の税務課の収納のほうでいろんな方策を検討しながら頑張ってきたと。国保がやっぱり蒲生委員の資料から見ますと、平成22年に88%ぐらいで一番低かったんですけども、このあたりは、多分まずは、税金のほうの一般の市税のほうの収納率を上げようということで、そうすると、大体滞納されてる方っていうのは、やっぱりなかなか大変で、こちらの国保税も滞納されてる方が多かったんで、多分最初は市税のほうを数字よくして、その後、国民健康保険のほうも振り分けしてだんだん両方上がっていったというふうに思っています。

金額のお話でございますが、委員おっしゃるように、0.04%分ということでございますんで、126万円程度でございます。非常に今回は東根市を下回ってしまって、平成23年度から続けてきた13市の1位を守れなかったっていうのは非常に悔しく残念に思っています。これは、担当課のほうの対応が悪かったのではなくて、やっぱり倒産状態のような会社があったもんですから、そこはもう取りようがなかったと。そこが非常に大きい納税額を滞納されてたということで、残念ながら今回は涙をのんだんじゃないかと思って私はおります。

一方で、国民健康保険税につきましては、昨年度分の収納率は、平成27年度分に引き続き、2年連続で13市中1位で、現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率は、初めて13市中1位になることができました。こちらにつきましても、今までの努力がようやく報われたものというふうに思って大変うれしく思っておりますが、なお、納税いただく方には、よく事情をお聞きしながら、その方の生活が破壊されることのないようにして、そして、納得いただいて納税いただいて収納率トップということで、今後より一層頑張りたいと思いますんで、よろし

くご指導いただきたいと思っております。

それでは、この委員からの表ですよ。これにつきましては、担当の税務課長のほうから答弁いたさせます。

○小関秀一委員長 伊藤亮一税務課長。

○伊藤亮一税務課長 それでは、私のほうから答弁させていただきます。

金額についてのご確認ということでございますが、先ほども市長申し上げましたが、市税のほうでございますが、東根市との差、つまり0.04%分の金額ということになるかと思っておりますが、こちらについては、委員おっしゃるように、126万円程度というふうに手前どもでも認識をしているところでございます。一方で、国民健康保険税の現年度分、それから滞納繰越分を合わせた収納率というふうなことでは、議員のご質問のご趣旨は、27年度が81.86%、28年度は86.19%というようなことで、この結果、4.33ポイント引き上げることができたわけですがこの4.33ポイントの改善効果、こちらを金額に換算すると、どれぐらいになるかというふうなことだと思いますが、委員ご指摘のとおり、手前どもでも3,000万円を超える程度の効果があったものというふうに認識をしているところでございます。

最後に、東根市との収納率の差でございますが、これも0.66ポイントというようなことで承知をしております。以上でございます。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 金額ベースで言えば、3,000万円と126万円ですから、こっちのほうは勝ちだというようなことにはなるんでしょうけれども、やっぱり1位と2位の差っていうのは、イメージ的にも大分違いますよね。この現年分の、私もこの現年分で平成3年からのデータ、それ以上さかのぼれなかったもんですから、調べたんですけど、25年間で、23年で28だから、25年間ですよ。村山市が13回トップ、長井と

東根が6回ずつトップと、こういうことで、3市でもってこの平成3年以降はトップを相争っているような格好なんですね。長井市としては、誇れるものはいろいろあると思うんですけども、私は、近年この収納率対策っていうのが非常に他市に誇れるものだと思っております、これからもこのトップを目指して取り組みをいろいろ工夫をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

今回2位に甘んじたということで、取り組みに緩みが生じてないかなんていう質問項目も上げておりますけれども、決してそんなことはないだろうとは思っておりますけれども、なおどういう取り組みを28年度はなさってきたのかについて、市長から税務課長に振っていただいて、ご答弁いただければと思います。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私から答弁させていただいて、必要な部分は、またご指摘いただきたいと思います。

まず、残念ながら2位に甘んじたというのは、先ほど申し上げましたように、個人じゃなくて法人で残念ながら会社が機能してないと。収入がないもんですから払えないと。ただ、それが倒産すればまた別なんだろうけども、倒産ではありませんので、そこの部分が今回響いたんだろうと。ですから、これ努力してもどうしようもない部分でございました。ですから、そういった意味では、非常に悔しい思いをしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

収納率の向上に向けてについてでございますが、納期ごとにおくれた方、催促状発送後に、まずは電話で催告をしております、また、現年度を中心として、訪問によるお願いを催告を行うなど早期の滞納解消に努めたこと。やっぱりこれがたまってしまうとなかなか大変なもんですから、これがまず第一。それに、さらに納税意識の見られない方っていうのは、やっぱり

どうしてもいらっしゃるようございまして、そういった方に早期に財産調査でしょうかね。あるいは、差し押さえの予告書を送付しまして、最終的な納税意思の有無を確認いたします。ちょっと待ってくださいと、ちょっと大変だけれども少しでも払うからという方には、やっぱりその方の意思を尊重すると。ただ、無視する方がいらっしゃるわけですね。あるいは、約束を破ったということで、いたし方なく差し押さえとか、最近ですと、車のロックみたいなやっですね、そういったことをせざるを得なかったと、そういった非常にある意味では、嫌がられることもやっみたいに思うんですが、これはやっぱり法律で認められてることでございますので、それを地道に行ってきたということで、きめ細かな取り組みに心がけているところでございます。

また、もう一つは、平成26年度からコンビニ収納、ちょっとお金もかかってまだ早いんじゃないかっていう、庁内で反対もあったんですけども、これを開始しまして、納付環境の整備を図るなどの取り組みを行っております。決して取り組みに緩みが生じたということではございませんので、これからもいろいろなご指導をいただければというふうに思います。以上です。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 収納率を意図的に上げるということはないでしょうけども、例えば、不納欠損処理をばんとやっで分母を下げると。そういうことでもないですよ。これ見てますと。そんな前年並みぐらいですから。

それから、コンビニ収納の件、お話がありましたが、過去のデータ見ると、やっぱり年々上がってるんですよ、収納件数が。小口のものがかなり上がってるんですよ。そして、児童センターの使用料だったり、例えば、学童クラブだったり、ああいう、どちらかという、共働きの若いお母さん世代の方々であろうなと思わ

れる収納件数がコンビニ収納でぐんと上がります。これは非常に功を奏したということが言えるんだろうと思うんですね。これは大変いい取り組みをしていただいたなというふうに思っておりますし、事実、私もほとんどコンビニで払ってます。1回1回書くの面倒くさいですよ。役所に来たり、銀行行ったりすると。3時過ぎるとあしたになりますけどとかいろいろ言われて、だから、もういいはつって、いいはつって、セブンイレブンさ行った。そういうことで、コンビニ収納が非常に便利になったということは大変収納しやすい環境ができたということがあるんだろうなというふうに思っております。これからもご期待申し上げたいと思います。

次ですが、差し押さえ物件で換金されないというようなケースもあると思うんですけど、差し押さえはしたものの、換価価値が余りない、もしくは換金されないようなケース。これはどういうふうに押さえたものはその後どうするのかなということでもあります。

それから、28年度不動産に1件の件数があつたんですけど、あ、これか、34ページですね、税務概要の。ここに換価金額がゼロというふうになってるんですけど、これはどういう理由なのかちょっとご説明いただければと思います。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 この件につきましては、債権等の有効な差し押さえ財産がほかになく、現金と本人からの納税手段も全くない状況の中で抵当権が設定されていた不動産をあえて差し押さえしたということでございます。このケース、いわゆる差し押さえ物件が換金されない場合の処理ということでお話ししますと、このケースでは、換価が目的というよりは、納税の意識を持っていただくためという意味合いが強く私どもでは考えているようです。以前もこのような差し押さえを行ってきた経過がございまして、平

成22年は2件、平成23年は3件同様のケースがありまして、当然抵当権が設定されてることもございますが、公売には付しておりませんので、換価の実績は現在はないようなことのようにございます。ちょっと答弁漏れですかね、いいですか。はい。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 わかりました。

ヤフーの官公庁オークションというのがありまして、私も時々ぞいてんですね、車いいのなかなと思ったり、軽トラックの4WDの中古でいいのなかなと思ったりして見てるんですけども、そういうのはなかなか出てこない。ヤフーの官公庁オークションに寒河江市から出品された半鐘、この半鐘、これが出たんですね。54センチ、重さ21キロで9,000円だったけど、これが安いのか高いのか、全く私にはわかりませんが、半鐘もオークションにどういふわけが出るんだかわかりませんが、出ました。それからあと、半鐘がもう1個あって、高さ43センチ、重さ12キロ、これは5,000円でした。何か買ってもおもしろいなと思っただけですけど、まだ買ってませんけどね。本当にいろんなものが出てます。私も太鼓の胴など、九州の福岡のあたりから買って、十日町の白山神社に行きましたけど、今はちゃんと皮を張ってたたいてますけど、胴としてはすばらしいものなんです。多分買えば20万円はするんだろうと思いますけどね。それはもう押さえるほうは、こんなものは何ぼの価値があるかわかんないですよ、皮破けてるわけですからね。そういうおもしろい物も掘り出し物もたくさんあるということがあったようです。それは余談ですが。

平成30年度から、国保が山形県と自治体の共同運営に変わるということになっております。国保の収納率がどのように影響するのかということをお私気にかかっているわけですし、長井市は、長年かけて滞繰含めて86.19%まで

改善してトップになったわけですね。一方、国保の最下位のほうは、64.6、28年度は。この自治体と長井市と同じように処理されたくないなと私思うんですよ。本当に努力して、多分、知恵を出して、汗を流して、工夫をして、本当に努力してきた結果だと思しますので、これがまだ確定はしてないと思いますけど、どういう方向に流れていくのかというようなことを今現在の程度わかっているのかですけれども、頑張ってる自治体に対して、いわゆるわかりやすい言葉で言うと、ボーナス的なものはあるのか、あるいはまた、だめな自治体という言い方は悪いですけども、この低迷をしているところでは、例えばペナルティーなんかあるのか。

ちなみに、長井市の調定額で計算しますと、仮に長井市が64.6%だったとしますと、1億5,000万円、これがお金が入ってこないことになる計算だったんですね。かなり大きいなと思うんですけども、この共同運営になった場合、どういう方向に今現在なっているのかお答えいただきたいと思います。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 来年から国保が県と市町村の共同運営になるということでご指摘のとおりなんですか、基本的には、長井市の納付額が幾ら幾らということで金額が決まるんだと思いますね。したがって、収納率が長井市、いいから損だ、悪くても要は均一料金じゃありませんので、今は市町村ごとに違うと、ある程度の分類はありますけれども。そういった意味で、県が保険者になりますけれども、お金のほうは県が集めるんじゃなくて市町村ごとに集めると。ですから、長井市は幾ら幾ら納めてくださいと、県に対して。その部分を私どもが集めるということになりますので、収納率が悪いところは大変だと思います。そんなことをまず先にお話しさせていただきます。

現行制度上は、収納率の確保に対する補助と

いたしましては、県補助金でございます県調整交付金、2号交付金というのがあるんですね。県が定める目標収納率を達成した場合、または、前年度比1ポイント以上収納率の向上があった場合に補助金を受けることができる制度でございます。長井市では、平成28年度、県の調整交付金は1億3,555万1,000円の交付をいただいております。非常にいっぱいいただいているわけですね。このうち、県調整交付金2号交付金として、金額では3,696万6,000円をこの部分、県のほうからだと、残りは国ということでございます。この県調整交付金2号交付金のうち、国民健康保険税、料の収納率の確保及び向上が図られているということで800万円のボーナスを交付を受けております。収納率が低い市町村につきましては、普通調整交付金が5%から20%の減額を受けるペナルティーがあると。ですから、頑張ったところには手厚くボーナス、逆に非常に努力が足りなかったところについてはペナルティーがつくというような状況でございます。

来年度、平成30年度からは、新設される国庫補助金であります保険者努力支援制度の評価項目の一つとして、収納率の確保に関する項目が設定されることとなります。保険者努力支援制度は、国が定める評価項目を達成している場合に点数が与えられ、総点数に応じて補助金が算定される仕組みとなっております。収納率の確保に関する基準としては、全国上位3割に当たる収納率を超えている場合に50点、上位3割は超えていないが上位5割を超えている場合は45点、前年度比1ポイント以上の上昇で25点となっております。それぞれ達成してない場合は点数の加算がございません。平成30年度の保険者努力支援制度における収納率に関する評価では、平成28年度の収納率が評価の対象となります。現段階では、全国の国民健康保険収納率については、国の集計はまだできておりませんが、長井市に

おける高い収納率は全国上位3割に当たる収納率を超えている場合に当然該当しまして、高い加算を得ることができるものと考えております。現段階で、この補助金の具体的な金額等についての詳細は不明ですが、国からの情報では、保険者努力支援制度には800億円が充てられるとのことであります。

なお、収納率による普通調整交付金の減額につきましては、平成30年度以降、廃止される見込みであるということでございます。現行制度上は収納率の確保に対する国庫補助がないため、県補助金により補助金が設けられておりますが、平成30年度からは収納率の確保に対する国庫補助金が支出され、県調整交付金により収納率確保に対する補助金は廃止されることとなります。

この国庫補助金である保険者努力制度については、平成28年度において前倒し分として実施され、長井市では、これ、長いですね。県2号調整交付金のほかに315万6,000円の交付を受けております。この評価に当たっては、特定健診、特定保健指導の受診率、健診の実施、糖尿病重症化予防の対策、後発医薬品の促進の取り組みや収納率向上の取り組み、医療費の分析、医療費通知、地域包括ケア推進の取り組み、交通事故等を原因とした第三者求償等、多岐にわたる項目の設定がありまして、収納率向上に対する加点の配分は全体の12%になっております。この配分は今後も継続する方向で国が検討しているようでございます。

平成28年度の保険者努力制度における長井市の評価得点は、満点が345点中233点で、県内市町村では13位であり、収納率向上の評価は県内で最も加点を受けた市町村となりました。長井市は25点で米沢市は10点の加点だそうです。保険者努力制度については、来年度800億円程度と言われておりますが、まだ確定しておらず、情報の収集を継続し、長井市の保険者としての努力が反映される制度となるように、必要に応

じて国に働きかけてまいりたいと思います。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 昔、収納係の人が、携帯がまだばんばん普及する前ですけども、収納係の人は携帯持たせられたんですね。収納係の人だけ。何かというと、万が一の場合の連絡用なんだよね。それから当時、健康課長だった船山祐子さんに私聞いたときの話なんですけども、病院の未収金回収に行ったら、玄関に大型犬が飼われてて近づくことができなかつたっていうのが、なぜ収納できないかっていうときの理由だったんですね。そういうさまざまな思い出がよみがえるんですけども、しかしながら、2人でペアを組んで本当に地道な努力をさせていただいてここまで来たわけですから、ぜひこのレベルを維持していただけるようにこれからも努力をしていただくようお願いしておきたいと思ひます。

次に、質問の2点目、長井市の空き家対策についてお話を伺いたしたいと思います。

特にこの項については、相続放棄された物件について、どのようになっていくのかという、新しいジャンルみたいな話なんですけれども、お聞きをしたいと思います。

まず、長井市の空き家という称するものの定義及び件数について、どのようになってるのか。これは、例えば、国交省で示している指針と同じなのかどうかについて、件数もあわせてお願いしたいと思います。

○小関秀一委員長 内容重治市長。

○内容重治市長 事前にちゃんと打ち合わせしてなかったんですが、それでは、ただいまの件については、建設参事のほうから、最初細かい数字等々ですから、お答えをいたさせます。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 それでは、私からお答えいたします。

空き家の定義でございますが、長井市空き家

等適正管理に関する条例において、長井市の定義として、市の区域に所在する建物、その他の工作物で常時無人の状態にあるもの及びその敷地と定義されております。一方、空き家等対策特別措置法におきましては、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地と定義されております。特別措置法も条例も、どちらも日常生活が営まれていないなど、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態を示しており、建築物に附属する工作物や敷地も対象としている点において、空き家の定義としては一致しているというふう考えております。

続きまして、空き家の件数でございますが、平成29年3月31日現在でございますが、長井市全体で463件でございます。地区別で申し上げますと、中央地区が237棟、致芳地区が47棟、西根地区が80棟、平野地区が14棟、伊佐沢地区が35棟、豊田地区が50棟になっております。年度別総数では、平成25年度が総数で351棟、26年度394棟、平成27年度435棟ですので、年30棟を超えるペースでふえ続けているという状況でございます。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 この空き家に関する定義、法律、条例でちょっとわかんないことがあるんですけども、例えば、私の地区を見ても、新しく家建てて古い家はそのままにして物置がわりに使っていると。これは空き家の定義に入るのか入らないのか。管理者はしっかりしてるわけですよ、いるっていうことで。あるいはまた、ほったらかしになってるのが、いつしか倒壊して潰れてしまっている、これは定義に入るのか入らないのか、これはいかがでしょうか。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 これも建設参事に答弁いただきます。

○小関秀一委員長 青木邦博建設参事。

○青木邦博建設参事 答えいたします。

古い家を倉庫として使用しているという実態が管理されているのであれば、それは空き家というふうにはならないと思います。あともう一つが、倒壊したものです。それは、管理している上での倒壊と全く管理してない倒壊ではちょっと意味が違ふと思いますので、それは空き家の解釈、先ほど言った、倉庫というのは常時無人であるわけですけども、そこを管理者がちゃんと管理しているかどうか、そういう定義の上での空き家というふうになると思います。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 そこんところがちょっといろいろ疑問に思うところがあるんですけど、つまり、今住んでなくて物置にしててきちんと管理をしないと、これは空き家とは言わないと、そういうのはわかるんですが、管理者が誰だかってわかってても、例えば俺だかってわかってても、してる暇なくて、金もねえしとかつって、ほったらかしになってるようなケースだと、管理責任は誰だかってのはわかってますけども、これは空き家ということになるんですかね、どちらなんですかね。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 これは私からお答えさせていただきますが、やっぱり空き家は、先ほど市内で465戸でしたっけ、お話ししましたけども、実態はもっとあるんですね。ところが、空き家じゃないと、さっき言ったように物置として使っていると、1カ月に1遍程度、仙台から来て家にこっちさもう住んでんだっていうので、空き家じゃないって人いるんですよ。これが国が言ってるのは、空き家の定義、総務省ですと、住宅土地統計調査においては、居住世帯のない住宅のうち、住んでないという家のうち、一時現在者のみの住宅と時々来てる、時々って言うのは1カ月とか2カ月に1遍かどうかは知りませんが、時々来ると。本人が主張すれば

空き家じゃないんですね。あとは建築中の住宅を除いたものというふうに定義されているということで、賃貸、売却用の住宅や別荘等の2次住宅等も含んでいるということのようでございます。補足いいですか。以上です。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 潜在的な空き家だったら私はまだまだあるなというふうに思うんですけども、国もしくは市の一つの判断基準からいうと、そういう物件の数だということです。

次の質問です。相続放棄をされた物件というのは、長井市にあるかないかっていうのはわかるすべがあるんでしょうか、そもそも。まずここまで。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 これは建設参事ともいろいろ話しして私が答弁させていただいてるんですけども、相続放棄してる実態については、例えば、家庭裁判所から地方自治体等に情報提供するような制度やルートがないのでわかりません。市内の空き家で相続放棄された物件やその事情を把握することは非常に困難でございまして、相続人不在で固定資産税が課税不能者となっているものについては、辛うじて、私ども個人情報内部で外に漏らさないということと言えますと、8件物件が存在してるというようなことでございます。

行政としてできることは、相続放棄されたような物件はほかにも存在するというふうに思われますが、適切な相続や登記に関する呼びかけも含めて、空き家に関する意識を高めていくこと、また、空き家の管理は所有者に責任があるということや周辺に迷惑を及ぼさないような適正な管理が求められることなどを丁寧にわかりやすく周知、啓発していくことが大切であると捉えているところでございます。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 相続って、いわゆる法

定相続人っていうのがそのケースによって全く違いますので一概には言えないわけですけども、例えば、両親と子1人、父の兄が1人、なんつうケースの場合だと、第1相続順位は母と子、第2は祖父母、第3がおじ、法定相続っていうのはここまでだと書いてあるんですね。これ全部放棄したいということになった場合にこれが認められるかと、この点はいかがでしょうか。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 個別のケースとして、やっぱり弁護士に相談するのが一番いいんですけども、例えば、法定相続人が全部放棄したいとしたら認められるかということで申し上げますと、民法の原則的な考え方や一般論をお答えするということでの知識しかないんですけども、残念ながら、庁内ではそこを答えられる人間が、司法書士もおりますけども、やっぱりきちっとしたところはわかりません。そこをご理解の上お願いしたいんですが、遺言書がない場合の相続につきましては、相続人が被相続人の土地建物の所有者の権利や借金の義務を全て受け継ぐ単純承認と相続人の相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認、そして、被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄があります。相続の対象となる遺産は、プラスの遺産だけではなくて、被相続人の借金など、マイナスの資産も対象となりますので、マイナスの資産がかなり多ければ、相続放棄することは誰でも認められるということでございます。

ということで、特に不動産なんかの相続については、放棄するのはなかなか簡単なことではないと思っております。管理責任というのが、じゃあどこになるかと。例えば、父親から家を相続しろと。でもそんなの要らないと。家住める状況じゃないし、かといって売っても誰も買わないだろうし、拒否しますよって例えば私がする

とすると、私の兄弟がじゃあ誰か受けると。受けないとすると、子供がいないかと。あと、おじが、おばがいないかと。これは大変なことになるみたいですね。相続の拒否については、家族全体で考えなきゃいけないので、相当大変な問題だと思います。そこまでしか申しわけございませんが。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 例えば、負の借金だけ放棄してプラスのほうは相続するなんていうことはあり得ないわけでして、全部やんなきゃいけないと。それから、相続放棄をして認められるまでの間、その物件の管理の責任はどこに行くのかという問題。これ調べてみますと、民法第940条で、相続の放棄をした者はその放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならないということで、管理責任は伴うんですね。そういう一切合財から逃げたいというケースだってあるわけなんですね、現実的には。例えば、もう第1法定相続だといっても、遠くに離れてて実際こっちにいないというような場合。一銭にもならない、換価価値のないものなんてもらいたくもないわけですよ。ですから、放棄をしたいというのはもちろんわかるんですけども、それがなかなかできるようでできないんですね、調べてみますと。例えば一旦相続して、その後、放棄するということがあり得るのか。一旦相続する、せざるを得なくてしたと、仮にしますよね。放棄に転ずるっていうことが、例えば遠隔地にあつて、かつまた、病弱にあつて心神耗弱などの理由になったときに放棄ができるかと、こういう、何か、済みません、司法書士でもないのにこんなこといろいろ聞いて申しわけないんですけど。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 済みません。本当に確たる議会

の答弁で確認をとってないで答弁するのは大変申しわけありませんが、ただいま蒲生委員がおっしゃった、一旦相続したら放棄っていうのはあり得ないと。遠隔地だからっていうんだつたら最初から相続してはいけないはずで、ですから、結局本人が相続した本人がそれができないとすると、その親族に及ぶわけですね。それぐらい民法っていうのは、一旦受ければいろんな意味で本人を救うほうでもあるんですけども、縛ることも当然あると。

したがいまして、今時々来るのは、実は親の家が空き家ですと。今、東京に住んでます、仙台に住んでます、長井市で受けてくださいというのがあるんですよ。これが優良な不動産ですぐ換金できるものでしたら、当然私どもも受けたいんですが、大体そういう物件は来ないですよ。売れない、誰も使ってくれないから長井市で引き取ってくれと。こういうケースはあるんですね。したがいまして、相続についてはケース・バイ・ケースで、あと、空き家についても、個人はこれは身寄りが全くないということであれば、法的に最終的には国に帰属する可能性があるんですけども、そうでない場合は、個人の財産放棄は多分できないと思います。自分ができなかったとしたら、誰かが親族で受けないといけません。

ただし、一番長井市として困ってるのは、倒産した企業で債権がいっぱいついてると。管財人ももう手放したと。だけど、建物については全部債権がずっと登記上、残ってるんですね。底地については、個人だったりするわけですよ。非常にそれで困ってる場所があります。この場合、やっぱり蒲生委員がおっしゃるようなそういう手続どうなるのかっていうのを顧問弁護士を通じて引き続きやっていきたいと思っておりますけども、これは本当に深刻な課題だと捉えています。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 そうですね。高野町のあの物件なんかは、まさに私もあそこの社員だったものですから、大変申しわけないと思ってるんですけど、私が謝ったってしょうがない話なんですけどね。どうなるんだろうかと。本当に困るんですけどね。

その民法第239条では、所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。よくわかんないんですけども、つまり、所有者のない不動産は国庫に帰属するというふうにあるんですね。これ見ると、相続放棄をすれば国のものになるんだというような錯覚に陥りやすいんだね、これ見ると。わかりにくいんですけども、国庫に帰属するまで、その手続が並大抵じゃない、容易ではないと。要らない不動産を放棄によって手放す、放棄はしても管理責任は残る。全ての責任を手放すには、相続財産を管理する相続管理人を選任してもらい必要があるというふうになってるようです。しかし、相続財産管理人の選任には、避けて通れない予納金のコストの問題、これはざっと数十万円から100万円程度が生じるというふうになってるわけですね。

だから、放棄はできないわけではない。国に帰属するという可能性もないわけではない。ですけれど、限りなく、それがゼロに近い状態だと、こういうことがこの文脈から読み取れるんですよ。だから難しいと、はっきり言うと、こういうことなんだろうなというふうに思ったところです。

最近この所有者不明の土地建物についての番組がありました。全国で410万ヘクタールの土地が所有者不明だと、その番組では言ってたんですね。それによって、公共事業にも支障を来すというような内容でした。例えば、道路を拡幅したいと思うんですけど、ここに一部民地があって、その所有者がよくわかんないと。ずっと調べていったらば、50年も登記が移ってない

ということですから、それをずっとずっともとの登記人から順を追っていくと、何百人という人からその放棄の判こをもらわなきゃいけないというとんでもないことになってるっていうふうな話だったんだけどね。決してこれはその番組だけの問題ではなくて、例えば長井市にだってこれから起こり得る話だなというふうに思っただけなんですけども、国庫に引き継ぐっていったってそう簡単ではないということがここからわかりますので、長井市としても、例えば、農地の中間管理機構なんていうことがあって、農地を集約したいと思っても登記が全然古いままでいたりするようなケースも全国にはあるというふうに番組では言っていました。そういうことについても、やっぱり長井市としても、どうしろということをはなかなか言えないんですけども、非常に関心を持って見ておかなきゃいけないんじゃないかなというふうに、私、その番組から思ったんですけども、その点について、市長の見解。

○小関秀一委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生委員おっしゃることはよくわかりますけども、例えば、空き家でそれが本人は相続する人が、相続を残念ながら拒否することができなくて受けたというケースも結構あると思うんですけども、その場合、例えば、最近ですと、川西町で代執行行われたように、隣の家に崩れそうなので、しょうがないから行政でかわって、本人が取り壊さないのをやっただけというケースがありましたけれども、これからはそういうケースが多々出てくるだろうということで、川西町の場合は、残念ながら、危険空き家の認定がなかったんで、あれは一旦まちで全部立てかえて、あと、所有者に請求しているんだと思うんですけども、それを私ども長井市ではきちんとした条例等をつくりまして、危険空き家ということの認定を受ければ、国庫補助を受けてこれを取り壊すことができるというふ

うなことをせめて私どもでやらなきゃいけない  
と思って考えております。ただ、例えば田んぼ  
の中の一軒家で誰も迷惑かけないと。迷惑かけ  
ないっていうことはないんでしょうけどもね。  
そういった場合に、所有権がどうなってるかっ  
ていうのは、私どもとしては、固定資産税をい  
ただきたいもんですから、そこをはっきりした  
いんですが、なかなかそれが国のほうから私ど  
も税務課のほうに8名ほど相続人不在で固定資  
産税が課税不能となってる案件が8件あるっ  
ていうことですから、これがふえてくることは非  
常にまずい状況だと思います。しかし、これは  
やっぱり何か抜本的な改革を国で法の改正等を、  
特例等をですね、民法の、設けてもらうとか、  
何らかの措置をしていただかないと、これは対  
応できないのかなと、深刻な課題だと思います。

○小関秀一委員長 13番、蒲生光男委員。

○13番 蒲生光男委員 2015年の5月に空き家  
対策特別措置法が施行されまして、最初に強制  
撤去されたのが、長崎県の物件と神奈川県横須  
賀市の空き家は、いずれも行政のどの台帳から  
も所有者が特定できなかったという物件なんだ  
そうですね。この相続登記、この登記っていう、  
この義務じゃないもんですから、ひいじっचा  
のまんまになってると。そうすると、じっचा  
さ移して、父ちゃんさ移して、俺さ移してとい  
う、こういうふうに段階的に追ってこなきゃい  
けないわけですよ。だから50年間も、さっき  
も言いましたけども、登記が全然変わってない  
っていうのは、そういう可能性が非常に高い物  
件だと思うんですね。3段階ぐらいになれば、  
法定相続人はどんどんネズミ算式にふえるわけ  
ですから、これは非常に大変だというようなこ  
とですけども、これが相続登記は任意なので、  
強制できるものでもないということで、いずれ  
にしても、この空き家に関したり、あるいはま  
た、所有者が特定できない土地だったりするこ  
とが、これから人口減少に伴ってふえるおそれ

があるということだけは確かだと思うんですね。  
これに有効な手だてっていうのはなかなかない  
かもしれませんが、注意をして見守って  
いかなきゃいけないんじゃないかなというふう  
に思います。

全農地の2割が相続未登記のおそれっていう、  
これは国交省が全国4市町村、100点ずつ選ん  
で登記簿を調べた結果、最初に所有者に関する  
登記がされた年が50年以上前のものが19.8%を  
占めたということなんですね、このデータから。  
30年、49年前のものは26.3%だったと。これは、  
所有者の所在の把握が難しい土地、私有地の約  
2割が該当すると考えられるという、そういう  
推測なんですけれども、やっぱりこれからはそ  
ういう土地がふえてくるおそれがあるというこ  
とだと思うんです。長井市はそうなってほしく  
はないとはもちろん思うんですけども人口減少  
がこれから進みますので、そういう問題も顕在  
化してくるのかなというふうに思って、今回こ  
の質問をさせていただいたところです。ぜひそ  
れが取り越し苦労になるように、市長を初め、  
皆様方のご努力にご期待を申し上げまして、質  
問を終えたいと思います。ありがとうございます。

○小関秀一委員長 それでは、ここで暫時休憩を  
したいと思います。再開については、20分間の  
休憩で3時20分に再開をしたいと思います。よ  
ろしくお願いします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時19分 再開

○小関秀一委員長 それでは、休憩前に復し、会  
議を再開いたします。

総括質疑を続行いたします。